

製造過程管理高度化設備等の特別償却の償却
 限度額の計算に関する付表（措法44の6、68
 の25、旧措法44の8）

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

特別償却の付表（十七） 平十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の種類	1	44条の6第1項 68条の25第1項 旧44条の8第1項	44条の6第1項 68条の25第1項 旧44条の8第1項	44条の6第1項 68条の25第1項 旧44条の8第1項	
(機械・装置の耐用年数表の番号) 製造過程管理高度化設備等の種類等	2	()	()	()	
製造過程管理高度化設備等の名称	3				
設置した工場、事業所等の名称	4				
取得等年月日	5	平・・	平・・	平・・	
事業の用に供した年月日	6	平・・	平・・	平・・	
購入先	7				
取得価額	8	円	円	円	
特別償却率	9	$\frac{5 \text{ 又は } 10}{100}$	$\frac{5 \text{ 又は } 10}{100}$	$\frac{5 \text{ 又は } 10}{100}$	
特別償却限度額 (8) × (9)	10	円	円	円	
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適用要件等	高度化計画の認定年月日	12	平・・	平・・	平・・
	認定法人の長の証明年月日	13	平・・	平・・	平・・
	その他参考となる事項	14			

特別償却の付表（十七）の記載の仕方

1 この付表（十七）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の6《製造過程管理高度化設備等の特別償却》若しくは平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧措置法」といいます。）第44条の8《製造過程管理高度化設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の25《製造過程管理高度化設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、製造過程管理高度化設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、措置法第44条の6第1項若しくは第68条の25第1項又は平成18年旧措置法第44条の8第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

3 「製造過程管理高度化設備等の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、製造過程管理高度化設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、その製造過程管理高度化設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

4 「製造過程管理高度化設備等の名称3」には、製造過程管理高度化設備等に該当する資産の名称を記載します。

5 「取得価額8」には、製造過程管理高度化設備等の取得価額を記載します。

ただし、その製造過程管理高度化設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受

ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。また、平成18年5月1日前に終了する事業年度（又は連結事業年度）において、圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法により経理しているときは、その繰入額（繰入限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

6 「特別償却率9」の分子は、次の資産の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 製造過程管理高度化設備等である建物及びその附属設備と併せて設置される機械及び装置で租税特別措置法施行規則第20条の13第2項に定める機械及び装置…「10」

(2) 建物及びその附属設備…「5」

7 「償却・準備金方式の区分11」は、その製造過程管理高度化設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

8 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「高度化計画の認定年月日12」には、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第8条第1項に規定する高度化計画に係る認定を受けた年月日を記載します。

(2) 「認定法人の長の証明年月日13」には、建物及びその附属設備並びに機械及び装置が、措置法第44条の6第1項（若しくは第68条の25第1項）又は平成18年旧措置法第44条の8第1項の規定に該当するものである旨の食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第8条第1項に規定する認定法人の長の証明を受けた年月日を記載します。

(3) 「その他参考となる事項14」には、その資産が製造過程管理高度化設備等に該当する旨等参考となる事項を記載してください。